令和３年 11 月 18 日

福島第一原子力発電所 ALPS 処理水の処分に関する基本方針説明会（盛岡会場）
〔質　疑・応　答〕

【岩手県：菊池副部長】

これから質疑の時間に入りますけども、あらかじめ、参加の皆さんからいただいておりました質問につきましては、先ほどの説明の中でも触れて説明をしていただいているところです。ただ、回答が十分でなかった部分ですとか、改めて聞きたい部分があれば、そちらも含めて、会場の皆さんから質問いただきたいと思います。

なお、できるだけ多くの団体の方々から質問をいただくために、時間の都合上、質問の数を、概ね２、３項目程度にさせていただければと思っておりますので、御了承願います。

また、複数名で参加されている団体の方におきましては、可能であれば、代表の方がまとめて御発言くださるなど、多くの方に質問の機会が与えられるよう、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、御質問のある方は、マイクをお渡ししますので、発言の際には、所属とお名前の方をお願いしたいと思います。

それでは、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。

【質問者：三陸の海を放射能から守る岩手の会】

永田と申します。

資源エネルギー庁の資料 12 ページですけれども、この処理水の処分について 2013 年 12 月からタスクフォースで５つの処分方法について議論してきたと。ところが、この中には継続保管が抜けているんですよ。これにつきまして調べましたら、2018 年８月の公聴会以降でないかと思うのですが、６年間のうちの５年間は、全くこれについて触れてこなかった。公聴会で福島の方たちから、海に流されたら困ると、そういう声から検討がようやく始まったということで、継続貯蔵保管について、全く検討不足だと思うんですよ。

まずは、それが１つ目の質問です。継続保管の検討が、５年後から始まったのではないかということです。

２つ目の質問は、今の質問に関係しますが、資料 18 ページの関係閣僚等会議において、菅総理が、「廃炉を進めるのに、この処分は避けて通れない。」ということで、今年の４月に海洋放出することを決定しました。廃炉を急ぐあまり、海に放射能を流していいのかどうか。環境基本法やロンドン条約への違反を国がしていいのかということです。

真剣に、タンクを増設して継続保管すると、100 年ぐらい保管したら、現在 73 万ベクレル／リットルのものは 2,600 ベクレルぐらいに減るんですよ。そして、半減期 12.3 年、その 10 倍で約 713 ベクレルに減ってきます。なぜそこまでできないのか。50 年、100 年ぐらい、貯槽そのままですね、腐食もあるでしょうけれども、その間に１回くらい交換しながら、持たせることができるはずです。それなら、風評も何もありませんし。100 年くらい保管することがなぜできないのかということが、２つ目です。

それから、３つ目は、地層処分についても、岩手ではＩＬＣという問題もありますが、これらについては、日本学術会議に諮問しているんですよ。なぜ、その内閣府所属の学術会議、日本有数の学者たちの集まりに、この問題の諮問をしないのか。その結果を私たちに知らせて、決定すべきです。それが、ごく一部の行政が選んだ学者たち、その方々の少数意見だけで、そのような方向に持っていっていいのか。

以上の３点について、質問いたします。

【資源エネルギー庁：谷川企画官】

谷川と申します。

保管につきまして、５つの選択肢の検討についてということで質問いただきました。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、はじめは５つの選択肢から始まって、途中で公聴会がございまして、その中で長期保管の話もいただいたので、その公聴会の後の委員会では、長期保管についても議論をさせていただいたところです。資料 14 ページの経緯、議論がございまして、最終的な報告書の中では、そういったエッセンスも取り込まれ、長期保管というのは、現実的には難しいと結論づけられているところです。

そして、環境基本法ですとか、ロンドン条約ですとか、守っていないのではないかという御指摘をいただきましたが、当然ながら、私ども、法令を遵守している中で、政府としての方針を決定させていただいたところです。実際問題、汚染水を浄化処理をして処理水にすると、通常の原子力発電所の排水と同等のものになりますので、何ら、そういった法令違反があるものではございません。

先ほど、地層処分の話ですとか、学術会議の話をいただいたところですが、少数で海洋放出ありきで決めたのではないかという御指摘かと思いますが、様々な学識経験者から御意見を賜りまして、また６年以上にわたり、公聴会、パブリックコメント等、資料 33 ページですと、様々なワーキンググループ等で御意見を伺うプロセスを経て、政府として決定させていただいたところです。

私ども、何とかこの廃炉事業を 30 年、40 年かけてやり切ろうということを最終的な大目標に置いてございます。ですので、廃炉を進めていく、福島の復興をしていく中で、この処理水の処分は、避けて通ることができない課題だと考えており、そしてその課題は先送りすることができないとも考えてございます。当然ながら、安全を確保して風評を起こさないように、そして、仮に風評が起きてしまった場合の対応策も併せて講ずる

ということで、基本方針を決定させていただいた次第です。

【質問者：岩手県議会　斉藤議員】

それでは、質問をさせていただきます。

１つは、説明資料４ページですが、汚染水の問題です。事故から 10 年以上経って、まだ毎日 140 トンの汚染水が増え続けているのはなぜでしょうか。汚染水対策、地下水の流入を止める対策に失敗しているのではないでしょうか。汚染水が増え続けていたら、処理水放出は何年掛かる計画になっているのでしょうか。

２つ目は、地学の研究者等で作る地学団体研究会が７月に、「福島第一原子力発電所の地震、地下水問題～原発事故後 10 年の現状と課題～」とする論文集をまとめて提言を出しています。廃炉に向けた長期的対策として、

１　広域遮水壁をつくる。

２　広域遮水壁と集水井（しゅうすいせい）の２つを組み合わせることによって今よりもかなり地下水の流入量を削減することができる。

と提言をしています。こうした専門家の提言を、私は真剣に検討して、実施すべきではないかと思います。率直に言えば、凍土壁は十分な役割を果たしていないのではないか。地下水の流入を止めれば汚染水は増えず、海に残さなくても済むということになるのではないでしょうか。

最後ですけれども、福島県漁連と関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと約束をしていました。それを反故にして一方的に海洋放出方針を決めたことは、私は認められないと思います。方針を決める前に、きちんと説明をして理解を得るというのが、本来の順番ではなかったのか。決めてから説明するというのは、事後処理です。東京電力は、柏崎刈羽原発もそうですけど、いろんな事故を隠してきた。率直に言って、国民との信頼関係は失われているという認識で対応すべきです。

以上です。

【資源エネルギー庁：谷川企画官】

資料４ページの話ですとか、汚染水が増えているというお話をいただきました。

資料の 27 ページをご覧いただきたいのですが、まず、まだデブリが温かい状態でございますので、常時、水をかけている状況にございます。それで、その水が外に出ていくことを一番恐れています。原子力規制委員会から、「これを漏らすな。」と言われています。どのようにしているかというと、水圧でコントロールしています。例えば、お風呂の湯の中に穴の開いたバケツを入れると、バケツの中に水が入ってきます。それで、水位差が一緒になるまで、水位差がある限り、ずっと水が入ってくるという構造です。汚染水よりも高い水位でキープしている状況で、あえて強制的に地下水を入れている、そういう構造をとっております。

ですので、残念ながら、汚染水の発生量をゼロにするというのは、当面、目標値として立たず、どうしても地下水流入をゼロにできないのは、そういったことでございます。

例えば、建屋の周りに矢板でも打てばいいのではないかという発想もあるのですが、この建屋の周りにケーブルだとか通路だとか、色々、地中構造物が張りめぐらされておりまして、その中にも、汚染水が入っているかもしれないから、それは壊しちゃ駄目だと言われておりまして、残念ながら、矢板を打つということはできず、凍土で地下水の流入を抑制するということをしております。さらに申し上げると、凍土壁というものの中には、氷の壁が 1,500 メートルぐらい張りめぐらされており、その中には、先ほど申し上げた地中の構造物が、いくつも貫いているような状況です。氷の壁だったら水の通過がゼロになるのではないかという話もあるのですが、実は、その地中構造物から通り抜けるものの中から水が流入しているおそれもございます。ですけれども、実際、地下水流入を抑制するという効果は、発揮しているところです。

それと、先ほど地学団体研究会の論文を紹介いただきましたが、確かに 100 年先の対策として広域遮水壁を造ればいいのではないかという御指摘をいただいたところです。凍土壁は、当然、氷ですから、仮設のものだと思っております。地下水流入を抑制するという役割が終われば、次の恒久的な対策にしっかりと私どもが考えていかなければということになりますが、ちょっとまだその段階には至ってないので、長期的な対応策も、考えていかなければいけません。広域遮水壁というものも、貴重な提案として承ってまいりたいと思います。

また、理解の話をいただきましたが、確かに政府としては、この処理水の問題は避けて通ることのできない、先送りすることができない課題だということで、方針決定をさせていただいたところです。決して、業者さんとの約束を破るつもりはなく、しっかりと説明を尽くして、理解を得るようにしてまいりたいと考えております。

それと、タンクに貯めている水は 128 万トンほどあるのですが、アルプス小委員会において検討してきた中では、一気にたくさん流して短い期間にするという案もありました。結局、冒頭に申し上げた廃炉期間、30 年とか 40 年の期間を有効活用して、半減期も活用して、ゆっくり少しずつ流していこうと考えてございます。ですから、廃炉期間が 30 年、40 年だとすると、そのうち 10 年が、もう経過してございますので、あと、20 年とか 30 年かけて、ゆっくり少しずつ流していこうと考えてございます。

【東京電力：新妻フェロー】

先ほど、東京電力として、業者の方々との約束を反故にしていることや私どもの事故隠しの御懸念の意見を頂戴しました。

先ほど国からもお話がございましたけれども、これまで、私どもが福島の海を汚してしまったこと、それに伴いまして、隣県等の方々にも御迷惑をお掛けしたこと、本当に申し訳なく思ってございます。そのために、どのようにして、海を汚さないようにする

のか、その方法は何なのか、そういうことを国と一緒に検討を進めてきて、これまで、凍土壁、海岸のところに海側遮水壁と、いろんな対策をとってまいりました。当然、漁業者様とのお約束は、一つ一つ重要なことでございます。その履行に向けまして、私どもは取り組んでまいる所存でございます。

そして、何よりも東京電力が事故隠しをしているのではないかと。まず、これこそ会社の信用の問題になります。信用を回復することが、私どもとしての重要な責務だと考えてございます。原子力の問題は非常に専門的なものが多くて、分かりにくいものが多々あろうと思いますが、それを迅速に分かりやすく、そして、正確にお伝えする、これが重要なことだと考えております。

そういった意味での取組をこれからも進めてまいりたいと考えてございます。

【質問者：三陸の海を放射能から守る岩手の会】

河内といいます。

風評被害と言っていますが、風評被害というのは健康被害の危険があるから起きると思います。放射能の健康被害というのは、急性の障害でなければ、５年とか 10 年、あるいは何十年しないと出てきません。先ほどの資源エネルギー庁の説明では、健康被害はほとんど出ないようなことを言っていますが、果たしてそうなのかという疑問を多くの人は持っていると思います。だから、風評被害も起きます。５年とか 10 年経ってから生じた障害は、その因果関係を証明できません。それを良いことに、健康被害は確認されてないというような言い方をしていると思います。

処理水とは言っていますが、他の放射性物質も含まれているわけで、一応、法令基準以下にして排出すると言っていますが、やはり、私たちは、汚染水だと思っています。

それで、トリチウムについても、再処理工場とか、それから重水炉、それから加圧水型の原発では、結構たくさん出ているそうです。白血病等の増加は、そういう施設の辺りで確認されているはずです。例えば、セラフィールドの再処理工場では、増加は認めたが、被害の原因としては認めていないというのが現実です。それから、日本でも、玄海原発の周辺では、やはり白血病の死者は増加しているはずです。何年か前に、長崎の新聞に、玄海原発に近づくほど死者が増えているという記事が出たそうです。近づけば近づくほど死者が多いということは、やはり、原因としては、原子力施設以外考えられないのではないでしょうか。それでも結局、何年も経ってからしか健康被害が出てこないので、証明は難しいというのが現実だと思います。

先ほどから、トリチウムについては、放出エネルギーも小さいと言っています。セシウムの 20 分の１くらいしかないかもしれませんが、私たちの体をつくる有機物の化学結合から比べれば、1,000 倍から数千倍のエネルギーです。これで安全と言われても、簡単には納得できません。保管場所がないと言っていますが、例えば、福島第一原発の北側には、東京電力の敷地があると聞いたことがあります。何とか 120 年保管できれば、

かなり被害は減ると思います。放射能は薄めれば良いようなことを言っていますが、アメリカの科学アカデミーでは、これ以下なら安全だという閾値はないと認められています。何とか、長期保管というものを考えていただきたいと思います。

【資源エネルギー庁：谷川企画官】

放射性物質についての健康被害のおそれ等を御指摘いただきました。

私も、京都府で働いていたときは、処理水や放射性物質に関する知識が全くありませんでした。最初は、知識がなかったものですから、疑心暗鬼があったのですが、勉強して、トリチウムは大したことがない物質だということが分かってきました。トリチウムの元素記号は、「H」でして、エネルギーはとても弱い。恐れるべき放射性物質というのは、メジャーリーグのピッチャーのデッドボールを受けるような衝撃なのですが、トリチウムはピンポン玉しか投げられないピッチャーのようなもので、外部被ばくはゼロです。そして、「H」ですから、水と類似していますので、体内に取り込んだとしても、どんどん薄まっていく性質を持っているわけです。

ですので、恐れるべきは、カルシウムに似たストロンチウムという物質がありますが、これは恐れたほうがいいです。一度、取り込んでしまうと骨に蓄積されて取り出せなくなりますので、セシウムですとか、ストロンチウムのような物質は恐れたほうが良いです。しかし、トリチウムは、弱いエネルギーしか出せず、体内に濃縮しないという特徴があります。

そうした観点から、基準が設けられておりまして、基準が満たされる限り、健康被害のおそれや環境への影響はないと言われております。これは、原子力規制委員長もおっしゃっているところです。

白血病の御指摘もいただきましたが、様々あるデータを数年見ていくと、そういった傾向があるかもしれませんが、長期的なデータを学術的な観点でみたときには、トリチウムが健康被害を与えているものはありません。資料９ページをご覧いただきますと、アジアの他国の原子力発電所からもトリチウムは排出されていることが分かります。これは世界の原子力発電所についても同様です。そうした中でトリチウムが原因である環境への影響や健康被害の発生はありません。

海に放出されたトリチウムは、あっという間に希釈され、周辺のトリチウム濃度と同じになり、ちょっと濃いエリアも半径数キロメートル程度で、海の中で半減期を迎えて消滅していくものです。

【質問者：三陸の海を放射線から守る岩手の会】

関連ですみません。

今、トリチウムは安全だとおっしゃいましたけれど、ＷＨＯの飲料水基準が資料７ページに出ています。10,000 ベクレル／リットルと書いてあります。ところが、資源エネ

ルギー庁のホームページを見ると、ＥＵでは 100 ベクレルなんですよ。なぜ、こんなに違いがあるのでしょうか。

【資源エネルギー庁：谷川企画官】
　飲料水の基準を決めているのが厚生労働省なので、正しくは、同省の見解になりますが、人体に影響を及ぼさない閾値をどこかで設けていて、それをもとに、各国でカスタマイズして基準を決めていると思います。日本では、セシウムなどを代表的な指標として与えられていると承知しております。セシウムは、元素記号表上、ナトリウムの列にありますので、塩化ナトリウムは人体の基本組成ですので、１回体内に取り込んでしまうと、体内のどこにでも取り込まれるものですので。

【東京電力：新妻フェロー】
　先ほどの御質問の中で、福島第一原子力発電所の敷地の中、若しくは、その外側に、東京電力の土地が余っているという話がございました。
　今現在、私ども東京電力の敷地の外側は、中間貯蔵施設エリアとなっております。そして、聞いたお話といいますのは、福島第一原子力発電所の北側、双葉町に敷地がございます。今現在、処理水を溜めておりますのは、大熊町の方であり、一方で、新たな廃炉作業を行っていく場合には、当然爆発したガレキとか、そういったものも保管していかなくてはいけません。そこで、北側の双葉町側の方に貯蔵施設を造ってございます。そのエリアのことを、おっしゃっていたのではないかと思います。これからの廃炉作業を進めていく上におきまして、ガレキの管理も重要な問題でございます。そのための敷地造成を行っておりまして、結論から申し上げますと、なかなか私ども福島第一原子力発電所の敷地の中での確保が厳しいということは、申し添えさせていただきたいと思います。

【資源エネルギー庁：牧野特別対策監】
　今のお二方の御質問、御意見は、よく勉強された上で、「やっぱり危ないんじゃないか。」という結論になったのだと思います。
　一方で、世の中のかなり多くの方は、トリチウムとは何か、どういう処理をして流すのかということについて、これは私どもの説明努力不足なのですが、全く御存知ない、そういう方が非常に多いと思っております。私どもは、そういう方にも届くように説明をした上で、それぞれに御判断いただきたい。もちろん、これは安全で、ちゃんと基準を守って放出するということもきちんと説明した上で、いいのか悪いのかをそれぞれ判断いただくということかと思いますので、そういうことに向けて、私どもとしては説明努力を続けるということでございます。

【岩手県：菊池副部長】
本日は、沿岸の漁協、団体の方々もたくさんいらっしゃっていますので、そういった方にも御質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【質問者：久慈市漁船漁業者協議会】
漁船漁業団体の二子と申します。
今、岩手県では、11月からアワビが解禁になりました。今現在、来年の３月以降に向けて、わかめ、昆布の種付けが始まっているところであります。
そういった中で、何点か聞かせていただきたいと思います。
まず、今日の説明会の開催、そして、明日も宮古でやるということでございます。我々漁業者にとりましては、日々、生産体制の中で仕事をしている中で、この処理水の海洋放出は、大変気にしているところであります。そして、心配をしています。そういった中で、説明会には多くの方々が来て聞きたいという思いがあります。そういう中で、今日の平日開催に至った経緯を、まず１点、聞かせていただきたいと思います。
そして、２点目はですね、１時間にわたって説明をしていただき、その中では、安全・安心、そして補償ということで、何も心配ないのかなという思いを感じながら、聞かせていただきました。その中でも、悪い話の１つ、２つ、もしあるのであれば聞かせていただきたいと思いますが、悪い話があるのであれば、特に声を大にして聞かせていただければ助かります。
以上です。

【岩手県：菊池副部長】
１点目については、岩手県の方から回答させていただきます。
本日の会議は平日開催ということで、漁業者の皆様にとって日程的に厳しいという御指摘をいただきました。
今回の日程設定におきましては、国の方に説明をしていただきたいという要望も多いものですから、盛岡、沿岸の２か所でという形で、日程は、県の方で決めさせていただきました。会場に来られない方に向けましては、冒頭お話しましたが、本日の模様を録画させていただいて、県のホームページの方で説明内容を聞いていただくというような手法もとっております。全ての方に都合のいい日程というのは、なかなか難しいものですから、このような形で開催させていただいたところですが、その漁業者の方ですとか、休日開催を求められる場合は、国の方でも説明を尽くしていくという話もいただいておりましたので、そういった要望に応えた説明会というものも考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【資源エネルギー庁：牧野特別対策監】
まさに今おっしゃったとおりでございまして、来いというお話があれば、いつでも、どこでも参ります。

【水産庁：長谷川室長】
水産庁の長谷川と申します。
多分、日曜日が市場が休みなので、皆さん、大抵の方にとっては、土曜日が一番時間のあるときだと思いますので、そういうときにお呼びいただければ、説明させていただきたいと思います。
悪い話ということで、先ほど、放射性物質の話がありましたが、確かに、単体の放射性物質が体に与える影響はそれぞれ違いますけれども、結局は、トータルでどれぐらい、それを体に取り入れたかということが、最終的に人体への影響に繋がってきます。
今、食品の基準値が、セシウムでいうと、１ｋｇ当たり 100 ベクレルに設定されていますけれども、これは、ものすごく高い確率で、体内にそれを取り込んだという前提でつくられている基準値でして、基準値そのものが、安全と危険の境目というわけではありません。
とはいうものの、基準値を超えたものが世の中に出回らないように、基準値を超えたものがあればすぐに出荷を止めるという制限をかけています。その結果、今どういうことになっているかというと、福島県や厚生労働省で日常食を使った放射性物質の検査をやっていますけれども、目標として設定した値よりも遥かに低い 1,000 分の１とか、それぐらいのレベルまで抑えられているというのが現状です。
トリチウムに限っていえば、生き物の体の中で濃縮するということもありませんし、さっき説明があったように、低い濃度で放出して、それがみるみる薄まるので、そこから人間の体の中に、魚や水産物を介して取り込まれる量というのは、非常に少ないのではないかと私どもは考えています。

【岩手県：菊池副部長】
他にまだ発言されてない方から、御質問があれば、挙手をお願いします。

【質問者：岩手県原発放射線影響対策アドバイザー】
岩手県の放射線影響対策アドバイザーをしております、西崎といいます。
まず、最初にお聞きしたいのは、今回の方針の前提である 30 年、40 年で廃炉作業を終えるという方針ですけれども、これは事故直後から、そういう話は聞いていまして、この中期ロードマップにもありますが、10 年経って、プールの中の３号機、４号機を撤去できたという段階ですね。報道によれば、ロボットが入ってデブリに触ったと。デブリは、まだ熱を出していて、冷やさないといけない。これで、本当に 30 年、40 年で廃

炉が終わる確信を持っていらっしゃるんですか。30 年、40 年経ったけど、結局やったことは、汚染水を流しただけで、廃炉の方は全然進まなかった。そのようになってしまうのではという心配があります。その辺の進展状況と予想、それからデブリを取り出した後、どういうふうに管理を管理・保管する予定なのか。そういうことを、まず教えていただきたい。

それから、先ほどの資源エネルギー庁の説明で、５つほど処分方法の案があって、最後の案ですけれども、これは、東京電力の方で管理できるというやり方ですよね。コンクリートで固めて埋設する。ところが、最後に残った２つの処分方法は、処理水を外に出しているので、これは風評被害が起こる可能性がある。実際には、風評被害は起こるでしょう。そういう蓋然性の高いものをリスクとして負いながらも、なぜコンクリートに固めて埋設するというその計画を残さなかったのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

以上です。

【資源エネルギー庁：牧野特別対策監】

まず、廃炉のフォローアップですが、基本的に 30 年、40 年で廃炉を行うという方針を堅持しつつ、少しずつ前進している状況でございます。

【質問者：岩手県放射線影響対策アドバイザー】

方針はわかるのですが、もう 10 年経っているんです。これまでの進展状況をみれば、30 年、40 年でできるのかどうか、その可能性をどれだけ今、信じられるのか分からないと言っているんです。

【資源エネルギー庁：牧野対策監】

わかりました。

それは、またロードマップを改訂する議論というのも必要に応じてやりますので、そのときに、明らかになると考えてございます。

【東京電力：有坂リスクコミュニケーター】

東京電力から、少しお話させていただきたいと思います。

福島第一原子力発電所の廃炉作業でございますが、30 年、40 年ということで、ロードマップを国のほうでお示しいただき、私どもはそのロードマップに載っております30年、40 年というのが、あまりも長すぎて進んでいるのか遅れているのか分からないということで、この年までに何をするかというマイルストーンを設けており、その達成を目指して取り組んでまいりました。その中で、４号機の燃料の取出しですとか、デブリにつきましても、試験的取出しのマイルストーンが設けられてございました。その目標

に向かって、これまでやってきたところでございます。試験的取出しに必要なロボットアームの開発を進めていたのですが、これをイギリスのほうで準備していたところ、昨今、コロナウイルスの影響で、その開発が若干遅れて、マイルストーンから少し遅れそうだということが、昨年ございました。ただ、そのロボットアームにつきましても、日本の方に届いてまいりまして、現在試験を開始させていただいております。

どうしても格納容器の中の話でございますので、工程ありきというわけにはいかず、安全第一で作業させていただいております。

そのあと、それをどのように保管するのですかという御質問があったかと思います。まずは、試験的取出しをさせていただいて、燃料と金属材料の混ざり具合ですとか、どれぐらいの量を取り出していくのか、どれぐらいの容器を用意しないといけないのか、どのような施設を準備しないといけないのか、そのような情報をどんどん蓄積させていただきながら、廃合作業を進めていきたいと思ってございます。

30 年 40 年、もう 2011 年 12 月から 10 年近く経つところでございますけども、私どもといたしましては、目標を達成できるように、日々努力をさせていただいているところでございます。御心配をお掛けしておりますが、一生懸命やっているというところだけは御理解いただければと思います。

【資源エネルギー庁：牧野特別対策監】

２点目の御質問で、固化して地下埋設するという処分方法についてですが、検討された ALPS 小委員会での議論の中では、固化した場合に体積が増える、３倍から６倍になって非常に大きな敷地の面積の確保が必要になるということでありますとか、新たな規制規則を決める必要がある可能性があって、そういう規制的、技術的、時間的な観点から、より現実的な選択肢としては課題が多い、という結論になっております。

【質問者：岩手県消費者団体連絡協議会】

岩手県消費者団体連絡協議会の吉田と申します。

消費者の立場でお聞きしたいことが一点あるんですけれども、先ほど、この放出を決めるときに、色々な意見を聞いたという中には、消費者のパブコメなども聞きましたということで、資料では、確か 4,000 件のお話を聞いたという話でした。日頃、消費者としては、色々意見を言わされるけれど、結局、それはただ聞きっ放しのアリバイ的なもので、それが本当にその政策に生かされたという感覚は持ってないんですね。今回も、4,000 件も消費者から意見を取ったのであれば、絶対反対であるとか、懸念であるとか、様々な意見はあったと思うのですけれども、消費者の声が、今回の政策にどう生かされたのでしょうか。ただ 4,000 件聞きましたという事実だけを捉えられると、ちょっと不本意だなと思うので、どんな消費者からの意見を今回の方針に生かされたのか、１点聞きたいです。

それからもう一点は、先ほど生産者の方から、「本当に安全安心で補償も出るということで信じていいですか。」というような趣旨の御質問があったのですが、私が質問したいのは、先ほど「別紙２　多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合における賠償のお取扱いについて」の７ページのところで、２億円の売上げが１億円に減った場合、3,000 万円しか補償しないとのことでしたが、なぜでしょうか。元々、原発事故があったために売上げが下がっていって、その後、努力して売上げを２億円にして、その場合に、２億円を基準として売上げが１億円になったとしても 3,000 万円しか補償しないというのは十分な補償とはいえないと思いますが、どうなのでしょうか。補足説明をしていただきたいと思います。

【資源エネルギー庁：谷川企画官】
アリバイ的じゃないかという御指摘をいただきました。
例えば、先ほどいただいた、懸念ですとか、反対につきましては、政府の今後の取り組むべきこととして、丁寧な説明を尽くしていくですとか、そういった懸念を払拭できるような取組をしっかりてこ入れしていかなければいけないということに繋がってくると思います。また、例えば、資料 19 ページに８月に取りまとめました当面の対策のポイントですけれども、当面の対策の中でも、基本方針決定後の様々な方々の懸念に対し、まずは、風評を生じさせないように取り組み、懸念をお持ちの部分に対する支援策を用意するですとか、風評というのはどういったところに表れてくるのかわからない状況もございますので、そういった状況を継続的に確認して、必要があれば、追加の対策も講じていくという形で考えてございます。

【東京電力：池田仙台事務所長】
東京電力の池田でございます。
賠償の関係の説明について、若干、分かりにくいところがございました。
御質問いただいた別紙２の資料の７ページ目において一例として説明させていただいておりますが、６ページにおきまして、貢献利益率というのが分かりにくいと思っております。注釈をつけておりますが、「※１」ということで、貢献利益率というものを説明しております。この２億円の例でいきますと、２億円の売上げに対して風評被害が発生して売上げが１億円になってしまった場合、その売上減少分１億円が賠償額ではないかということかと思いますが、そこに、今申し上げた貢献利益率というところが、通常、事業者さんにはあろうかと思いますので、その貢献利益率を 30％と見立てて算定した例をお示ししております。事業者さんによっては、貢献利益率が 30％ではなく 50％の方もいらっしゃるでしょうし、率は変わってくると思いますので、それぞれの事業者さんですとか、業種の実態に応じて、整理をしていきたいと思っております。

【資源エネルギー庁：服部室長】

資源エネルギー庁の服部と申します。

賠償の点につきまして、国の立場からも補足説明をさせていただきます。

震災直後から、事業者の方々が、相当辛い思いをされたことはよく認識しております。当時の記録等を見ておりますと、どういった産品でどういう被害が出ていたか、まとめて残っております。岩手県ですと、まず、お米で風評被害が出ていますし、大豆、そば、それから野菜類ですね、それからブルーベリーの農園で、お客さんが入らなくなってしまったですとか、しいたけ、山菜、牛乳、乳製品、飼料、もちろん水産物、色々なところで影響が出ております。

個別の話を拾っていくと、ちょっとひどいなというものがありました。例えば、有機の米をつくっておられた方が、関東圏に移出されていました。その後、取引を断られたのですが、宅急便が福島県を通ってくるのでという理由で断られたようです。それから、しいたけですね。基準値以下で本当は売れるし、国の考えからいけば安全です、食べられますというものなのですが、少しでも数値が出れば、基準値を下回っていても、取引が停止される。完全に検出されませんというものしか受け取ってくれないという話も伺っています。

それから、原乳とか牛乳・乳製品でいきますと、基準値を大きく下回っていても、保育園向けとか子供向けの取引は難しく、取引が少なくなってしまったりですね。東日本産一括りにされて、取引を敬遠されるという事例もあったようです。

水産物の関係では、個別の魚種で、クロソイですとか、マダラですとか、イサダですとか、いくつかの魚種で基準値を超えてしまったり、あるいは、直接超えていなくても、一種類でも基準値超えのものが出ると、その類似魚種とかその近隣の魚全体が、何となくイメージが傷ついて、価格が下落したり、取引が減ってしまったりしています。海に限らず、内水面についても、ちょっと釣りに行くのをやめようとか、色々な影響が出ております。

今回、風評被害をメインに考えておりますが、なかなか明確な基準はなく、何となくイメージでということになりますと、証拠もなかなか捉えられないですね。取引先に、口頭で、「ちょっと今月は売行きがイマイチだから。」、「今回、他の産物をＰＲすることにしたから」というようなことで取引を断られたり、徐々に取引数量を減らされたりなどされたときに、それが被害ですと認定しにくいと思うんですね。

10 年間、東京電力から賠償を続けさせていただいておりますが、なかなかその対応について厳しい指摘を受けていますし、国にも色々な声が届いてきております。これは、我々も反省しなければいけないところだと思っておりますが、今回この ALPS 処理水で風評被害が出た場合には、今までいただいている御指摘を十分踏まえて、そういう御批判を受けないように、できるだけ被害者の側に、負担をお掛けしないような形でやっていきたいということで、いろいろ工夫をさせていただいているところでございます。賠

償の期間ですとか、地域とか業種をあらかじめ決めない方針でやっていますけれども、今までは、原子力損害賠償紛争審査会で、損害を認定された後に賠償の話に入りましょうというように、ワンステップ踏んでいたのですが、海洋放出となると、漁業者、水産加工業者、海のレジャーの関係の方々に影響が出やすいのではないかと思います。岩手県の内陸部の町はどうですかとか、そうしたことを調べていると、相当の時間と労力を要しますし、議論が錯綜してしまいます。それで統計データを見ながら、今コロナ禍で色々動いていますけれども、平年時と比べてどうなのか、価格がどうなのか、売行きがどうなのか、そういったところを見ながら、この数字の動き方はちょっとおかしいぞという場合は風評被害認定をして、その部分は賠償するということで、できるだけ早く、迅速に対応していこうと考えております。

それから賠償について、東京電力が基準を決めて、一方的に判断されているという御指摘も国に届いております。今回の ALPS 処理水については、放出が２年程度先の話でございますので、こういった場合にはどうなりますかという議論をあらかじめやっておくことができるということがございます。今よく聞かれるのは、コロナの影響をどう見るのですかという話で、皆さん、大変気にされております。どの業種も、今売上げが落ち込んでおります。今、コロナ禍で落ち込んだところから売上げが下がった分だけ賠償しますというと、全く納得できない話だと思います。他方で、コロナ禍前の業績が非常に良かった時から、コロナの影響分も含めて賠償してくださいという話になると、そこまで東電に負担を求めるのは、国としても、ちょっとおかしいと考えます。

例えば、来年Ｇｏｔｏでいろんな観光の話ですとか、我々がこれからコロナ緊急対策を講じて、漁業、農林水産業等、色々なところで良い数字が出てくるかもしれませんけれども、そういった数字を見ながら、どの程度が ALPS 処理水の影響で、どの程度がそうでない影響なのかという議論を、できるだけフェアな形でしていかなければいけないと考えています。そういう意味で、各業種をできるだけきめ細かく回らせていただいて、皆さんのお話を伺いながら、基準年はどのように考えるか、処理水の要因とそうでない要因とをどのように見分けるか、ということを整理してまいります。それを、今までは、被害者の側に立証責任があると、法律的にはそういうことになるのですが、そんな立証はできないですよね。そこは、ある程度合理的な範囲で推認していく形で対応できればと思っております。

国としても、しっかり対応していきたいと思っておりますけれども、その根幹のところで信用というものがなければいけないと、東京電力もおっしゃっていましたが、我々としても信用が第一だと思っておりますので、これからしっかり対応させていただきたいと思います。

【岩手県：菊池副部長】

まだまだ発言したい部分があろうかと思いますが、予定した時間となりましたので、

質疑については、ここで閉じさせていただきたいと思います。

　岩手県におきましても、不安の声ですとか、懸念の声が、まだまだ大きいところでございます。ぜひ、こういった地域の声というものに真摯に耳を傾けていただいて、これからの対応につきましては、慎重に、様々な意見を吸い上げるような対応をお願いしたいと思っております。

【資源エネルギー庁：牧野特別対策監】

　先ほど途中で申し上げましたが、もっと説明を聞かたいという方もいらっしゃると思います。お呼びいただければ、いつでも参ります。ぜひ、お声を掛けてください。

　また、風評対策について、こんなこともやってほしいということがあれば、御意見、アイデアもいただければと思います。

　本日は、ありがとうございました。